

第1章 条例個別指定制度の概要

1 条例個別指定制度の概要

NPO 法人への寄附に対する税制上の優遇措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定 NPO 法人）に対して行った寄附を寄附金控除等の対象とする認定 NPO 法人制度が平成 13 年に創設されました。

その後、認定制度のさらなる活用の観点から、平成 23 年に特定非営利活動促進法の改正により認定制度の見直しがされたほか、新たに各地方自治体が独自に条例で NPO 法人を指定することにより、その NPO 法人に対する寄附が個人住民税の税額控除の対象となる「条例個別指定制度」が創設されました。

名古屋市では、NPO 法人へ市民からの寄附を行いやすくし、NPO 法人の活動基盤の強化を支援するしくみの一つとしてこの条例個別指定制度の導入について、平成 26 年度より検討を進めてきました。

そして、指定のための基準等を定めた「名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例」を平成 27 年 4 月 1 日に施行し、条例個別指定制度が始まることとなりました。

(1) 指定 NPO 法人とは

指定 NPO 法人とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる NPO 法人として、名古屋市の条例で定められた法人をいいます（条例 1、2）。

(2) 指定 NPO 法人になることによるメリット

① 個人の寄附者のメリット

個人が指定 NPO 法人に対し、その指定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、名古屋市の個人住民税について、寄附金税額控除が適用されます（地方法 314 の 7④四）。

② 指定 NPO 法人のメリット

指定を受けると、認定 NPO 法人制度のパブリック・サポート・テスト基準（PST 基準）をクリアすることになり、認定取得の道が拓かれます。（法 45①(1)ハ）

(3) 指定の基準

指定 NPO 法人になるためには、次の基準に適合する必要があります（条例 4①、法 45）。

- ① 市内に住所を有すること。
- ② 市内で公益性の高い特定非営利活動に係る事業を行っていること。
- ③ 市民等からの支援を受けていること。
- ④ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ⑤ 運営組織及び経理が適切であること。
- ⑥ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑦ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑧ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑨ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑩ 設立の日から 1 年を超える期間（2 事業年度）が経過していること。

（注） 上記①～⑩の基準を満たしていても、欠格事由（条例 6、法 47）に該当する NPO 法人は、指定を受けることはできないこととなります。

(4) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は指定を受けることができません(条例6、法47)。

① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 指定、認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団又はその構成員等

② 指定、認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人

⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 指定の有効期間等

指定の有効期間は、指定の日から起算して5年となります(条例8①)。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き、指定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする指定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(条例8②)。

